

会計・税務

政令第 15/2022/ND-CP 号に基づく VAT 減税対象商品の返品インボイス作成に関するガイダンス

2023年7月19日、ホーチミン市税務局はオフィシャルレター 第8999/CTTPHCM-TTHT号を発行した。詳細は以下の通りである。

買い手が不適切な仕様又は品質により商品を返品した場合のインボイス作成について

- 組織又は個人が商品を購入し、売手がインボイスを発行し、買手が商品を受領したものの、その後、商品が仕様又は品質に適合していないことが判明し、商品の全部又は一部を返品する場合、売手は返品インボイスを発行し、発行済インボイスを減額又は差し替えなければならない。また、売手及び買手は、返品に関する合意書を作成しなければならない。
- 2022年12月31日以前に購入され、8%の付加価値税が適用されている商品について、2023年1月1日以降に不適切な仕様又は品質により買手が商品を返品する場合、売手は、付加価値税率8%で返品インボイスを作成しなければならない。

輸出加工企業がベトナム国内で資産を清算する際の電子インボイス使用について

2023年7月17日、ハノイ市税務局はオフィシャルレター第51359/CTHN-TTHT号を発行した。詳細は以下の通りである。

輸出加工企業である企業が固定資産をベトナム国内市場へ販売する形で清算する場合、国内市場への販売時又は清算時に、条件・基準・専門検査に基づく管理対象商品で、輸入時にそれらが未実施のものを除き、輸出入品の管理に関する規定は適用されない。一方、ライセンス管理対象商品については、政令第 35/2022/ND-CP 第 26 条に規定される輸入許可機関の書面による承認を受けなければならない。企業は、通達第 219/2013/TT-BTC 号第 13 条第 2 項に従い、直接法により付加価値税の申告を行うものとする。また、付加価値税申告に関する書類の提出については、税務管理法第 38/2019/QH14 号第 44 条、政令第 126/2020/ND-CP 号第 8 条及び第 9 条の規定に準拠しなければならない。

輸出加工企業である企業が固定資産をベトナム国内市場へ販売する形で清算する場合、2020年10月19日付政令第 123/2020/ND-CP 号第 8 条第 2 項の規定により、売上インボイスを使用するものとする。

Meinan Tax Vietnam Co., Ltd

ハノイ事務所：1410, Hapro Building, 11 BCat Linh St., Quoc Tu Giam Ward, Dong Da Dist., Hanoi,
電話：+842462965726

ホーチミン事務所：GF, Thien Son Building, No. 5 Nguyen Gia Thieu Str., Ward 6, Dist. 3, HCM City,
電話：+842839305491

補償金受領時の付加価値税申告及び納付は不要

2023年8月1日、ハノイ市税務局はオフィシャルレター第55524/CTHN-TTHT号を発行した。詳細は以下の通りである。

保険法の規定に基づき、保険会社が企業に金銭で補償を行う場合、当該補償金を受け取る企業は入金伝票を作成しなければならない。なお、財務省発行2013年12月31日付通達第219/2013/TT-BTC号第5条第1項のガイダンスに基づき、付加価値税の申告及び納付は不要である。

親会社及び子会社間の立替払い及び立替金回収は関連者間取引に関する政令第132/2020/ND-CP号の適用対象外

2023年8月15日、ハノイ市税務局はオフィシャルレター第59257/CTHN-TTHT号を発行した。詳細は以下の通りである。

A社（子会社）が自社の法人設立に関する業務をB社（A社の100%出資親会社）に委託し、B社が関連する費用をA社に請求する場合、立替払い及び立替金回収という取引のみが発生するため、政令第132/2020/ND-CP号の適用対象となる関連者間取引には該当しない。

なお、A社及びB社が売買や交換等の取引を行っている場合、当該取引は政令第132/2020/ND-CP号の適用対象となる。

本店所在地と異なる地域にある従属支店に関する法人所得税及び個人所得税の申告・納付

2023年8月15日、ハノイ市税務局はオフィシャルレター第59245/CTHN-TTHT号を発行した。詳細は以下の通りである。

- 法人所得税：本店所在地と異なる地域にある製造工場（従属支店）に関する法人所得税の申告や税額計算、確定申告、分配及び納付は、財務省発行2021年9月29日付通達第80/2021/TT-BTC号第17条第2項c点及び第3項c点のガイダンスに基づき行うものとする。
- 個人所得税：従属支店に勤務する労働者の給与・賃金を企業（本社）が支払う場合、当該企業（本社）は、給与・賃金から個人所得税を源泉徴収し、様式第05/KK-TNCN号に沿った納税申告書及び通達第80/2021/TT-BTC号付録II号と併せて発行された様式第05-1/PBT-KK-TNCN号に沿った個人所得税分配計算書を、本社の管轄税務当局に提出しなければならない。また、財務省発行2021年9月29日付通達第

Meinan Tax Vietnam Co., Ltd

ハノイ事務所：1410, Hapro Building, 11 BCatLinh St., Quoc Tu Giam Ward, Dong Da Dist., Hanoi,
電話：+842462965726

ホーチミン事務所：GF, Thien Son Building, No. 5 Nguyen Gia Thieu Str., Ward 6, Dist. 3, HCM City,
電話：+842839305491

80/2021/TT-BTC 号第 19 条 3 項 a1 点及び同通達第 12 条 4 項に基づき、労働者が勤務する地域の国家予算に個人所得税を納付しなければならない。

所有者の出資比率が 25%以上あり、中長期借入金総額の 50%以上を占める商業銀行からの借入取引は、関連者間取引に関する政令第 132/2020/ND-CP 号の適用対象

2023 年 8 月 11 日、ハノイ市税務局はオフィシャルレター第 58596/CTHN-TTHT 号を発行した。詳細は以下の通りである。

所有者の出資比率が 25%以上を占め、かつ、中長期借入金総額の 50%以上を占める借入を行う場合、当該企業は、関連者間取引を行う企業の税務管理に関する政令第 132/2020/ND-CP 号の適用対象となる。

課税年度において発生した借入利息（預金利子及び貸付金利息控除後）の合計額が、通達第 96/2015/TT-BTC 号第 4 条 1 項及び政令第 132/2020/ND-CP 号第 16 条 3 項 a 点に規定される条件を同時に満たす場合、法人所得税の課税所得を計算する際、損金に算入することができる。借入利息のうち、損金不算入となった借入利息及び翌課税期間へ繰り越される部分については、政令第 132/2020/ND-CP 号の第 16 条第 3 項 b 点の規定に従わなければならない。

その他

資金洗浄（マネー・ロンダリング）防止法の施行細則に関する通達

2023 年 7 月 28 日、ベトナム国家銀行は資金洗浄防止法の施行細則に関する通達第 09/2023/TT-NHNN 号を発行した。詳細は以下の通りである。

通達第 09/2023/TT-NHNN 号では、報告制度の対象となる個人や組織、機関の資金洗浄リスクに関する評価基準及び方法や資金洗浄リスクの管理プロセス、資金洗浄リスクレベルに基づく顧客分類、資金洗浄防止に関する内部規則（以下、AML）、大口取引の報告、疑わしい取引の報告、電子送金取引、電子送金取引の報告、電子データの報告形式及び期限について規定している。

報告制度の対象となる個人や組織、機関は、以下のいずれかに該当する電子送金取引を行う場合、電子的手段により情報を収集し、AML 当局に報告する責任を負う。

- 参加する金融機関が全てベトナム国内にあり、かつ、取引額が 500,000,000VND 以上又はそれに相当する外貨による電子送金取引（以下、国内電子送金）である場合。

Meinan Tax Vietnam Co., Ltd

ハノイ事務所：1410, Hapro Building, 11 BCatLinh St., Quoc Tu Giam Ward, Dong Da Dist., Hanoi,
電話：+842462965726

ホーチミン事務所：GF, Thien Son Building, No. 5 Nguyen Gia Thieu Str., Ward 6, Dist. 3, HCM City,
電話：+842839305491

- 参加する金融機関のうち、ベトナム国外に所在する少なくとも1つの金融機関が参加する電子送金取引（以下、国際電子送金）、かつ、取引額が1,000USD以上又はそれに相当するその他外貨による国際電子送金である場合。

また、通達第09/2023/TT-NHNN号第2条第5項の資金洗浄リスク管理プロセスに関する規定、第6条の大口取引に関する規定、第9条の電子送金取引の報告に関する規定及び添付の付録II号に規定される疑わしい取引の報告フォームを除き、2023年7月28日から施行される。

2023年8月15日以降、全ての国・地域の国民に電子ビザを発給

2023年8月14日、政府は、全ての国・地域の国民に対する電子ビザ（e-Visa）発給及び国境ゲートにおいて入国が認められる外国人に対する電子ビザに関する決議第127/NQ-CP号を発行した。詳細は以下の通りである。

2023年8月15日以降、全ての国・地域の国民に対し、電子ビザを発給する。

電子ビザによる入国が認められる国境ゲートは、国際空港13か所、陸上国境ゲート16か所及び国際港13か所である。

- 国際空港：ノイバイ、タンソンニャット、カムラン、ダナン、カッタビ、カントー、フーコック、フバイ、ヴァンドン、トースアン、ドンホイ、フーカット、リエンクオン
- 陸上国境ゲート：ディエンビエン省タイチャン、クアンニン省モンカイ、ランソン省のヒューギ、ラオカイ省ラオカイ、タインホア省ナメオ、ゲアン省ナムカン、ハティン省カウトレオ、クアンビン省チャロー、クアンチ省ラライ、クアンチ省ラオバオ、コントウム県ボーイ、タイニン省モクバイ、タイニン省シャーマット、アンザン省ティンビエン、アンザン省ビンスオン、キエンザン省ハティエン
- 海上国境ゲート：クアンニン省ホンガイ港、クアンニン省カムパ港、ハイフォン市ハイフォン港、タインホア省ギソン港、ハティン省ブンアン港、フェトウアティエン省チャンメイ港、ダナン市ダナン港、カインホア省ニャチャン港、ビンディン省クイニョン港、クアンガイ省ズンクワット港、バリア - ブンタウ省ブンタウ港、ホーチミン市ホーチミン港、キエンザン省ユードン港

本決議は2020年5月25日付決議第79/NQ-CP号及び2022年4月27日付決議第60/NQ-CP号に取って代わり、2023年8月15日から施行される。

Meinan Tax Vietnam Co., Ltd

ハノイ事務所：1410, Hapro Building, 11BCatLinhSt., QuocTuGiamWard, DongDaDist., Hanoi,
電話：+842462965726

ホーチミン事務所：GF, ThienSon Building, No.5 Nguyen Gia Thieu Str., Ward6, Dist.3, HCM City,
電話：+842839305491

VIETNAM BUSINESS NEWS

本資料は、情報提供のみを目的として作成されたものです。本資料記載の情報は、法律上、会計上及び税務上のいかなる助言を含むものではありません。Meinan Tax Vietnam は、本資料に基づき発生するいかなる損害についても一切責任を負いません。本資料の詳細については、Meinan Tax Vietnam までご連絡ください。

Meinan Tax Vietnam Co., Ltd

ハノイ事務所：1410,HaproBuilding,11BCatLinhSt.,QuocTuGiamWard,DongDaDist.,Hanoi,
電話；+842462965726

ホーチミン事務所：GF,ThienSonBuilding,No.5NguyenGiaThieuStr.,Ward6,Dist.3,HCMCity,
電話；+842839305491